

委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)は、損害保険申請に関する契約(以下、「本契約」という。)を次の通り締結する。

#### 第1条(目的)

乙は甲に対し、甲の損害保険金受領を目的として、甲が行う保険金申請に関する指導・助言等のコンサルティングを行うものとする。

#### 第2条(業務内容)

- 1、乙の行う業務内容(以下、「本業務」という。)は、1ページ目の「コンサルティング業務」の通りとする。
- 2、本業務の詳細及び役務を提供する時期については、その都度甲乙間で別途協議のうえ決定するものとする。

#### 第3条(対価)

- 1、甲は乙に対し、本業務の対価として、保険会社より支払いを受けた保険金(見舞金及び臨時費用含む。以下同様。)の40%(税別)を支払うものとする。但し、本契約に引き続き、甲乙間で施工に関する別途請負契約を締結する場合には、本契約及び別途請負契約の対価の合計を甲が保険会社より支払いを受ける保険金額以内とする。尚、甲の希望による追加工事依頼が発生した場合はこの限りではない。
- 2、甲は乙に対し、保険会社より保険金の支払いを受けた日より3日以内に、本業務の対価を乙の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は甲が負担するものとする。

#### 第4条(情報・資料等の提供)

- 1、乙は、本業務遂行のために必要な甲が保有する情報・資料等(個人情報を含む)を、甲から無償で貸与又は提供を受けることができる。甲は、乙が本業務を遂行するために必要な協力を行うものとする。
- 2、乙は、前項で貸与・提供された情報・資料等(個人情報を含む)を、本業務に必要な範囲内で利用するものとし、善良なる管理者の注意をもってこれらを管理する。

#### 第5条(秘密保持義務)

- 1、甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後、本契約に基づき相手方より開示又は提供された業務上、営業上及び技術上知り得た情報を相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏えいしないものとする。尚、次の各号に該当する情報は、この限りではない。
  - ① 開示時に、既に自ら所有していたことが証明された情報
  - ② 開示時に、既に公知であった情報
  - ③ 開示時に、自己の責に帰属すべき事由によらないで公知となった情報
  - ④ 開示時に、正当な権限を持つ第三者から適法に入手した情報
- 2、甲(甲が法人である場合)及び乙は、自己の責任において本業務に関与する自己の役員及び従業員等に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。

#### 第6条(有効期限)

本契約の有効期限は、本契約の締結日より1年間とする。

#### 第7条(契約の譲渡)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして本契約に基づく権利及び義務の一部または全部を第三者に譲渡できない。

#### 第8条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約に違反して他方に損害を与えた場合、相手方に対し本契約の解約の有無にかかわらず当該損害について賠償する責任を負う。但し、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わない。

#### 第9条(免責)

甲は乙に対して、本業務に関して何らかの結果を保証するものではなく、また、乙に故意または重大な過失がある場合を除き甲の損害一切の責任を負わないものとする。

#### 第10条(本契約の解約)

本契約は、第6条に定める契約期間中であっても、一方当事者からその相手方当事者に対する事前の通知をなすことにより、いつでも解約することができる。但し、甲が乙による保険会社への事故報告後に本契約を解約した場合、乙に対し違約金として、甲が保険会社より支払いを受けた保険金の40%(税別)を、甲が保険会社より保険金の支払いを受けた日から3日以内に乙の指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。振込手数料は甲が負担するものとする。

#### 第11条(解約)

甲及び乙は、相手方が本契約に違反した時には、相当の期間を定めて催告し、催告期間が終了しても違反が是正されない場合、本契約を解除することができる。

#### 第12条(信義則)

甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

#### 第13条(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、乙の本店所在地がある地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各1通を保有する。

## クーリング・オフのお知らせ

ご契約いただきます契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、クーリング・オフを行おうとする場合には、この書面を充分お読みください。 ※「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

1、お客様が、お申込み(契約)された本契約は本書面に記入された日を含めて8日を経過するまでは、無条件で申し込みの撤回を行う事(以下「クーリング・オフ」)ができ、その効力は書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。但し、現金取引(契約したその場で、商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ、代金の全文を支払うこと)で、その金額が3000円未満の時は、クーリング・オフは出来ません。

2、この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに代金又は、対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。③すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは、移転された権利の返還に要する費用等の支払い義務はありません。④商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。また役務の提供を受け、または施設を利用した場合でも、当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。⑤クーリング・オフがあった場合は、役務提供により、消費者の土地や建物その他の工作物の現状が変更された場合は、事業者に対して、原状回復に必要な措置を無償で実施することを請求できます。

3、なお、健康食品、不織布及び幅が13cm以上の織物、コンドーム及び生理用品、防虫剤・殺虫剤・防臭剤(医薬品を除く。)、化粧品・毛髪用剤及び石鹼(医薬品を除く。)、浴用剤・洗浄剤・つやだし剤・ワックス・靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置剤については、使用又は消費した場合(ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。)、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

4、上記のクーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実の事を告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面よりクーリング・オフすることができます。

<input style="width: 50px; height: 20px;" type="checkbox"/>	郵便はがき		
.	○	○	○
.	○	○	○
.	○	○	○
電話番号	○	○	○
ご契約者名	○	○	○
ご住所	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○

解除します。	右記日付の契約は	・商品名 ・電話番号 ・販売店住所 ・役務の種類	契約日
			令和〇年〇月〇日

〈 記入例 〉

## 損害保険申請コンサルティング 申込書 兼 契約書

下記の通り、申込み・契約いたします。また、書面を含む本初面の内容を確認し、受領しました。

委託者 (甲)	契約日	年 月 日	<input type="checkbox"/> お申込み・ご契約内容確認書 <input type="checkbox"/> 裏面クリーニング・オフについて
	フリガナ		
	氏名	印	
	TEL	(自宅) (携帯)	
	フリガナ		
	住所		

口座 (甲)	銀行 信用金庫				支店 出張所		普通 当座
	口座番号					口座名義	

受託者 (乙)	会社名	株式会社セーフティー				代表者	志村 浩		
	住所	静岡県浜松市中区細島町248-1				TEL	053-467-5505		
	金融機関名	スルガ銀行				支店名	袋井支店		
	口座番号	9	4	3	8	7	4	口座種類	普通
	口座名義	株式会社セーフティー 代表取締役 志村 浩							

申請物件	住所			
	保険会社		証券番号	

コンサル業務	1	建物の屋内及び屋外の点検(役務提供開始)	6	損害保険申請のための報告書作成業務
	2	建物の屋内及び屋外の調査	7	鑑定会社の鑑定についてのサポート業務
	3	建物の屋内及び屋外の診断	8	鑑定会社との取次業務
	4	保険会社への事故報告連絡及びサポート業務	9	保険会社との取次業務
	5	損害保険申請のための見積り作成業務	10	1~9に付随する業務

対価	成果報酬として、委託者(甲)が、保険会社より支払いを受けた保険金(見舞金及び臨時費用含む)の40%(税別)
----	---

特記事項	①お客様が保険会社より、保険金の支払いを受けることができなかった場合には、費用は一切発生致しません。 ②保険会社への事故報告後に、委託者(甲)が、本契約を解約した場合には、委託者(甲)が保険会社より認定された保険金(見舞金及び臨時費用)の40%(税別)を請求させていただきます。 ③商品名:損害保険申請コンサルティング業務(提供者:一般社団法人日本住宅修繕協会) ④役務の提供時期:本契約締結日より開始 ⑤役務の有効期限:1年間
------	--

提携パートナー情報

会社名		担当者		連絡先	
-----	--	-----	--	-----	--

一般社団法人 損害保険利活用推進機構

(加盟店) 株式会社セーフティー

〒435-0045 静岡県浜松市中区細島町248-1

TEL:053-467-5505 FAX:053-467-5506

## 損害保険申請コンサルティング 申込書 兼 契約書

下記の通り、申込み・契約いたします。また、書面を含む本初面の内容を確認し、受領しました。

委託者 (甲)	契約日	年 月 日	<input type="checkbox"/> お申込み・ご契約内容確認書 <input type="checkbox"/> 裏面クーリング・オフについて
	フリガナ		
	氏名	印	
	TEL	(自宅) (携帯)	
	フリガナ		
	住所		

口座 (甲)	銀行 信用金庫				支店 出張所			普通 当座
	口座番号						口座名義	

受託者 (乙)	会社名	株式会社セーフティー					代表者	志村 浩		
	住所	静岡県浜松市中区細島町248-1					TEL	053-467-5505		
	金融機関名	スルガ銀行					支店名	袋井支店		
	口座番号		9	4	3	8	7	4	口座種類	普通
	口座名義	株式会社セーフティー 代表取締役 志村 浩								

申請物件	住所						
	保険会社					証券番号	

コンサル業務	1	建物の屋内及び屋外の点検(役務提供開始)	6	損害保険申請のための報告書作成業務
	2	建物の屋内及び屋外の調査	7	鑑定会社の鑑定についてのサポート業務
	3	建物の屋内及び屋外の診断	8	鑑定会社との取次業務
	4	保険会社への事故報告連絡及びサポート業務	9	保険会社との取次業務
	5	損害保険申請のための見積り作成業務	10	1~9に付随する業務

対価	成果報酬として、委託者(甲)が、保険会社より支払いを受けた保険金(見舞金及び臨時費用含む)の40%(税別)
----	---

特記事項	①お客様が保険会社より、保険金の支払いを受けることができなかった場合には、費用は一切発生致しません。 ②保険会社への事故報告後に、委託者(甲)が、本契約を解約した場合には、委託者(甲)が保険会社より認定された保険金(見舞金及び臨時費用)の40%(税別)を請求させていただきます。 ③商品名:損害保険申請コンサルティング業務(提供者:一般社団法人日本住宅修繕協会) ④役務の提供時期:本契約締結日より開始 ⑤役務の有効期限:1年間
------	--

## 提携パートナー情報

会社名		担当者		連絡先	
-----	--	-----	--	-----	--

一般社団法人 損害保険利活用推進機構

(加盟店) 株式会社セーフティー

〒435-0045 静岡県浜松市中区細島町248-1

TEL:053-467-5505 FAX:053-467-5506